

民法（After 講義用解答）

- ① × 連帯債務者の一人に対する請求は絶対効を有するため（434条）、連帯債務者の一人への請求による時効中断効（147条1項）も他の連帯債務者に及ぶ。
- ② × 442条1項は「その他自己の財産をもって共同の免責を得たとき、……」と規定している。そのため免除を受けた場合等、その者が何ら経済的出費をしていないときは、求償権を取得することはない。
- ③ × 債権譲渡の通知は、連帯債務者間に絶対的効力を生じる事由（434条～439条）にあらず、他の連帯債務者に影響を与えることはない（440条）。
- ④ × 保証契約は債権者と保証人との契約である。よって債務者と保証人間の事情は保証契約の内容ではなく、解除原因となることはない。
- ⑤ × 連帯保証については連帯債務に関する規定を準用するので、連帯保証人に対する履行の請求による時効の中断は、主たる債務者に対しても効力を生じる（458条、434条）。しかし、本件においては、単純保証契約の形で締結されているため、この効果は生じない。